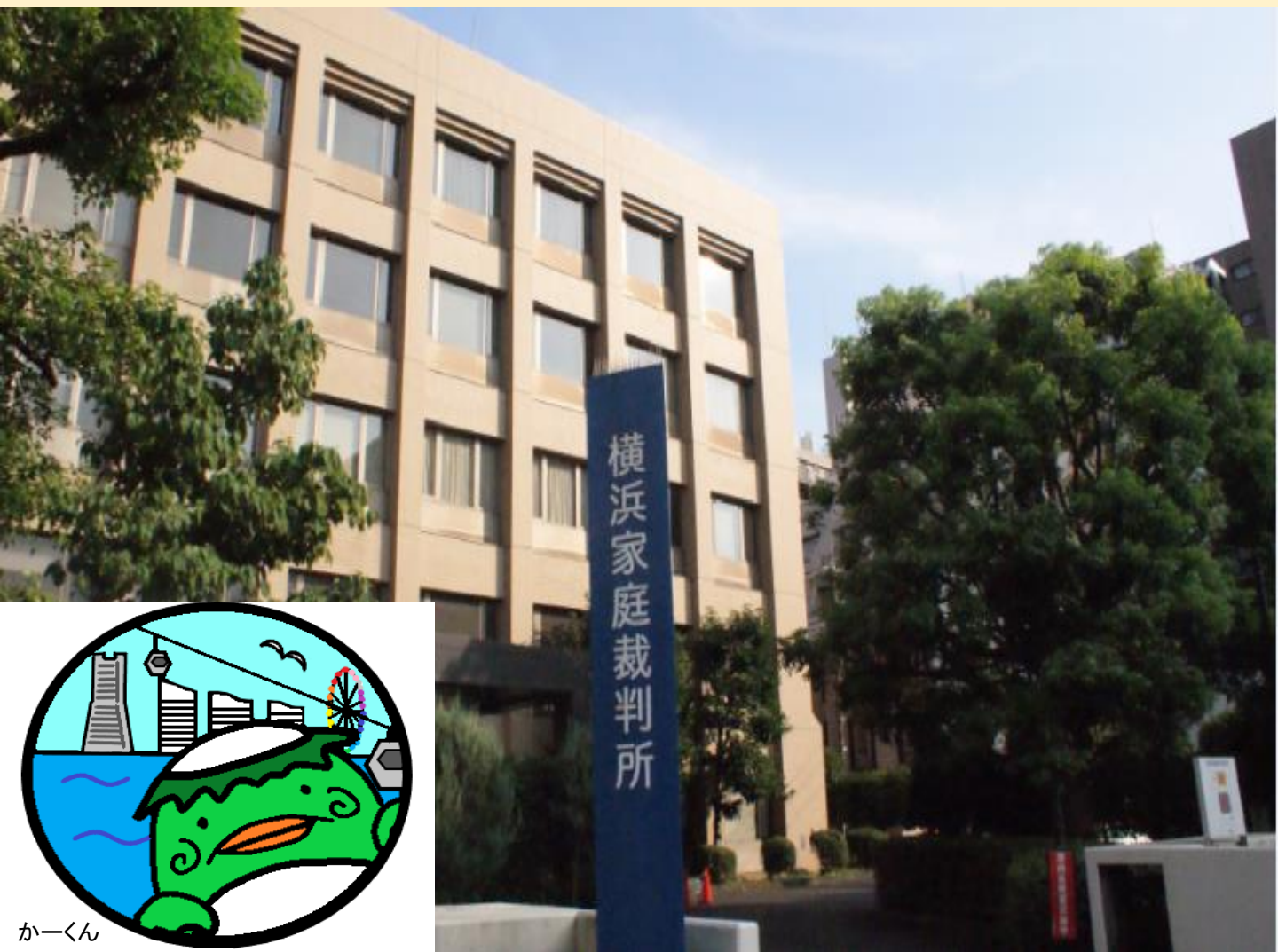




1922 - 2022



よく聴いて もつれた糸を 解きほぐし
未来つむいで 調停100年

横浜家庭裁判所
Yokohama Family Court

横浜家庭裁判所と 調停のあゆみ



(※横浜家庭裁判所(横浜家裁)とは、本庁を指します。以降も同じです。)

1922年(大正11年)

借地借家調停法に基づ
く調停が始まりました。



裁判所の調停には民事調停と家事調停があり、家庭裁判所で扱う家事調停は、**1939年(昭和14年)にできた人事調停法**がスタートになります！

1948年(昭和23年)

家事審判法の施行で、家事
調停制度が設けられました。

横浜家裁での
年間調停件数
約800件

(※新受件数を指します。以降も同じです。)

横浜家裁での
年間調停件数
約1200件



当時の調停室

1949年(昭和24年)

横浜家庭裁判所が設置されました。



1958年(昭和33年)

横浜家庭裁判所の前庁舎が設
立されました。



1974年(昭和49年)

家事審判法の一部改正(主
に調停委員の制度に関する改
正が行われました。)

横浜家裁での
年間調停件数
約1900件

横浜家裁での
年間調停件数
約2800件

1990年(平成2年)

横浜家庭裁判所の現在の
庁舎が設立されました。



現在の調停室



2004年(平成16年)

横浜家裁での
年間調停件数
約4600件

横浜家庭裁判所の別館の増築



調停件数増加に対応できるよう、調停室を増やすことな
どを目的として、建てられました。

2013年(平成25年)

家事事件手続法が施行され、
当事者の手続保障を図り、より
利用しやすい制度となりました。

横浜家裁での
年間調停件数
約5500件

2022年(令和4年)

調停制度発足100周年を迎
えました。

現在、横浜家裁では、
年間約5100件の調停が行われて
います。(※令和3年新受件数速報値)



これからも横浜家裁では、皆様
のニーズに合う、より利用しやす
い調停を目指します！ *To be continued*

家事調停とは



そもそも家事調停って？

裁判官1名に、市民から選ばれた2人以上の家事調停委員が加わった調停委員会が、当事者双方の言い分を聴き、問題解決のために助言したり、解決案を提示するなど、話し合いによって解決の道を一緒に探ります。

横浜家裁には、現在、約230名の家事調停委員が所属しています。



家事調停ではどんなことを話し合えるの？

たとえば・・・

- 夫婦関係・親族関係に関すること
(関係調整や、夫婦間の生活費の分担など)
- 子どもに関すること
(親権者、養育費、面会交流など)
- 相続に関すること
(遺産分割など)・・・ 家庭内の問題等について話し合います。

横浜家裁では、平日のAM9:30～AM11:30とPM1:00～PM3:30に、窓口で家事手続案内^(※)を行っています。
(※詳細は横浜家裁のウェブサイトでも確認いただけます。「横浜家裁家事部」でご検索ください。)

家事調停の利点



手続きが簡単で費用が安い

法律の知識がなくても、一人で手続きを進められます。手数料は家事調停1件につき、1200円です(その他に連絡用の郵便料金が必要になります)。

横浜家庭裁判所のウェブサイトからも申立書式を取得いただけます。
※「横浜家裁家事部」でご検索ください。



判決と同じ効果

調停が成立したのにその約束が守られないときは、預金や給料を差し押さえるなどの強制執行ができる場合があります。

現在、横浜家裁では、年間約2500件^(※)の調停が成立しています。
(※令和3年速報値)



秘密が守られる

手続きは非公開で行われるので、当事者のプライバシーが守られます。

現在、横浜家裁では、調停室等のこまめな換気など、感染防止対策も図っています。



家事調停について詳しくお知りになりたい方は、
「裁判所 調停手続一般」でご検索ください。